

「 憲 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

遺伝子操作の研究活動が国民の健康に害悪の発生をもたらす恐れがあることから、その規制の必要性は以前から指摘されていたが、研究者団体は、それらの害悪の発生を防止するために独自に自主的なガイドラインを作成し、これに沿って研究を続けていた。同ガイドラインにおいては、遺伝子操作の研究を行う場合の方法等について詳細に定められていたが、違反者に対する制裁の定めがなかったこともあり、これに違反する研究者も、数は少ないものの、存在しており、その中には遺伝子操作をした動物が野生に放されてしまうなど、生態系にとって重大な影響を与えるような事案も含まれていた。

こうした実態を受け、国は法律による規制が必要と判断し、国会において審議の結果、遺伝子操作の研究活動を規制するため、次のような法律を作ったと仮定する。なお、国会における審議では、研究者団体が自主的に作成したガイドラインでは実効性に乏しい、とか、遺伝子操作研究によって取り返しのつかない弊害が生じる可能性に鑑みた時には事前かつ広汎な制約もやむを得ない、などといった意見が出されていた一方で、遺伝子研究は人類の発展のために極めて重要であるから、これを法律で規制することについては慎重であるべきだ、との意見も出されていた。

この法律の憲法上の問題点を論じなさい。なお、文言の明確性については言及しなくてよい。

〈遺伝子操作の研究に関する法律〉

第1条 遺伝子操作を用いる研究活動を行うに際しては、事前に研究内容を詳細に記載した許可申請書を提出し、文部科学大臣の許可を得なければならない。

第2条 前条の申請があった場合、文部科学大臣は、以下の各号に該当する場合には不許可とすることが出来る。

- ① 当該研究活動の結果、生態系や国民の生命健康に対して取り返しのつかない被害が発生する恐れがある場合
- ② 国の諮問機関である生命倫理委員会によって反倫理的な研究であると判定された場合

第3条 第1条に違反し、文部科学大臣の許可を受けずに遺伝子操作を用いる研究活動を行った者は、3年以下の懲役または200万円以下の罰金に処する。

以 上

「 刑 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

以下の〔設例〕における甲及び乙の罪責を論じなさい(但し、刑法130条の罪、及び特別法違反の点を除く。)

〔設例〕

甲は、とある経緯で入手した、見知らぬ他人であるA名義のクレジットカードを利用して、ノートパソコンを入手しようと思い立ち、自宅付近で営業している中規模の家電販売店「車道電器商会」本店に立ち入った。この車道電器商会はXが個人として経営しており、当該本店においては、店長乙がXからの命により、同店舗で販売する商品の管理をはじめとして、業務全般を統括する任務を負っていた。

甲は車道電器商会本店の店内で、新発売のノートパソコンを見つけ、これを買おうと思い、そのパソコンの品名と売価が記された注文票をレジまで持って行った。そして、応対に出た乙に、上記のクレジットカードを手渡し、それを乙がレジの機器に通して操作したところ、売上票用紙が排出された。乙は甲にその用紙を渡して、署名をしてもらった。甲は売り上げ用紙に、カード名義人としてカードの表面に刻印されたローマ字から勝手に推測した漢字名「愛知太郎」とボールペンで記入して売上票用紙を完成させ、それを乙に返した。

乙は、甲から当該クレジットカードを受け取った際に、甲の若干オドオドとした態度から直感的に、ひょっとしたら目の前にいる甲がカードの名義人とは別人であって甲に同カードを使用する正当な権限がないのではないかと察知した。潔癖なX社長は日頃から、代金支払の手段としてクレジットカードを利用する客に対しては本人確認を何らかの形で行なうよう乙ら社員に指示していた。

しかし乙は、大手家電量販店に押されて経営の危うくなっている車道電器商会の販売実績を少しでも上げないといけないという思いから、もし名義人以外の者によるカード使用であってかまわないと決意した上で、売上票を甲に手渡し、甲が売上票にサインするのをそのまま見届けた上、それを受領し、格別の本人確認措置を講ずることなく漫然と在庫のノートパソコンを甲に引き渡した。

以上

2019(平成31)年度
法務研究科 法務専攻(法科大学院)D日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

以下の問題について、現行民法を前提として解答しなさい。

(問題) 注文者 X は、請負人 Y との間で、X が所有する土地の上に建物を建築してもらい契約を締結した。Y は約定の期限までに建物を建築し、これを X に引き渡したが、引き渡された建物は手抜き工事や粗悪材料の使用により倒壊の危険があることが後に判明した。X は Y に対してどのような請求ができるか検討しなさい。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

【問題】

XはYに対して500万円の貸金債権を有していたことから、貸金500万円の返還を求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という。)。本件訴訟において、裁判所は、貸金債権不存在を認定して請求棄却判決を下し、この判決は確定した。その後、Xが保証人Zに対して保証債務の履行を求める訴えを提起した場合、本件訴訟の確定判決の効力は、X・Z間の訴訟に影響を及ぼすか。

「 商 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の設例を読み、後記【設問1】および【設問2】に答えなさい(配点【設問1】30点、【設問2】70点)。

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)はその発行する全株式の譲渡による取得について甲社取締役会の承認を要する旨の定款の定めを有する取締役会設置会社であり、A、B、およびCの3名がその取締役に就任し、そのうち、Aが代表取締役に選定されている。また、監査役としてDが選任されている。
2. 甲社は、中京地域において、健康食品の販売を行っていたところ、Aは、BおよびCに相談することなく、自己が全額出資して乙株式会社(以下「乙社」という。)を設立し、インターネットを利用した健康食品の通信販売を始めた。乙社の本店はAの自宅住所と同じで、その取締役にAの長女Fが就任した。乙社は、その発行する全株式の譲渡による取得について甲社株主総会の承認を要する旨の定款の定めを有する会社であり、取締役会を設置していない。
3. 乙社は、その設立以来、1億円の会計上の利益をあげた。

【設問1】

Aによる乙社の設立および事業遂行に際し、会社法上必要となる手続について説明しなさい。

【設問2】

甲社の株主Eは、Aの知人であったが、次第にAのワンマン経営に批判の目を向けるようになり、最近Aと距離を置いている。Eは、Aが甲社における健康食品販売のノウハウなどを利用して乙社の事業を興し利益をあげているのではないかと疑い、そのことについてAの甲社に対する任務懈怠責任を問いたいと考えている。

Eはいかなる主張をいかなる方法で行うことができるかを検討しなさい。